

☆ ***** ☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB 基金（ ） DB 規約（ ） DC （ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （○）

【タイトル】 第 22 回 社会保障審議会年金部会の 開催について

☆ ***** ☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は 2024 年 12 月 3 日(火)、第 22 回 社会保障審議会年金部会を開催しました。

今回の部会では、以下議事について議論が実施されました。

1. 年金制度における子に係る加算等について
2. その他の制度改正事項について

当部会の資料及び音声のアーカイブ配信ページについては、以下の厚生労働省 HP に掲載されています。（音声のアーカイブ配信は、議事録掲載後に停止）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241203.html

1. 年金制度における子に係る加算等について

（厚生労働省 HP 掲載 当部会資料 1 を基に、以下記述）

（1）年金制度における加算（子・配偶者）の現状

- ・子に係る加算の支給額は、第 1 子・第 2 子が 234,800 円、第 3 子以降は 78,300 円とされており、第 3 子以降への加算額が第 1 子・第 2 子に比べて少ない。（※金額は 2024 年度価格）
- ・配偶者加給年金は、単に生計維持関係（配偶者との同居と、配偶者の収入が 850 万円未満であることが条件）にある 65 歳未満の年下の配偶者がいれば加算されることになる。

(2) 現状に対する課題意識、改正の方向性

- ・多子世帯への支援の強化
⇒第3子以降の加算額を第1子・第2子と同額化
- ・子に係る加算のさらなる拡充
⇒子に係る加算額の引上げ
老齢基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金について、新たに子に係る加算の対象に追加
- ・配偶者加給年金の支給額の見直し
⇒女性の就業率向上など社会状況の変化等を踏まえると、扶養する年下の配偶者がいる場合にのみ支給される配偶者に係る加算の役割は縮小していくと考えられることから、現在受給している者への支給額は維持したうえで、将来新たに受給権を得る者に限って支給額について見直す

(3) これまでの年金部会における主なご意見

- ・年金受給者が18歳未満の子を養うというケースは増えてくると思われ、その部分については年金制度でフォローするというものもあるように考えられることから存続してもよいのではないかと。
- ・60代前半の女性の労働力率も6割を超え、50代以下では75%超であることを踏まえ、夫が65歳に達した後、65歳未満の妻を働けないものとみなして加給年金を支給する必要性は薄れている。

(4) 今回の年金部会における主なご意見

- ・次世代の育成は年金制度の根幹を維持するために不可欠の前提であるため、次世代育成支援の仕組みを強化していくことは望ましい方向性と思われる(との意見多数)。
一方、老後資金という公的年金本来の主旨に鑑み、子育て支援等は別途の財源、措置で充当すべきという観点もあるべきで、金額や範囲の拡大にはなお慎重な検討が必要。
- ・配偶者加給年金については、昨今の女性の就業率上昇、企業でも配偶者手当を廃止し子どもへの手当に収れんしていく傾向を踏まえると、縮小・廃止が妥当(との意見多数)。

2. 国民年金保険料の納付猶予制度について

(厚生労働省 HP 掲載 当部会資料 2 を基に、以下記述)

(1) 納付猶予制度の利用状況

- ・納付猶予期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されるものの、10 年以内に追納を行わない限り老齢基礎年金の受給額には反映されないが、10 年以内に追納を行う割合は 7.0% (2024 年時点) に留まっている。

(2) 納付猶予制度の課題

- ・納付猶予制度は、将来の無年金・低年金を防止するために設けられ、現在も一定数の者が利用しているが、2030 年 6 月までの時限措置とされている。
- ・納付猶予適用者の中には、世帯主に一定の所得があり保険料負担能力がありながらも納付猶予が適用されている場合がある。

(3) 検討の方向性

- ・追納率は低位であるが、2016 年 7 月より 30 歳以上 50 歳未満の者まで納付猶予対象者の年齢を拡大したときの層が最初の追納期限(2026 年)を迎えていないことを踏まえ、今回の年金制度改正においては、以下の通り進めてはどうか。

- ①被保険者の対象年齢の要件は現行通り(被保険者が 50 歳未満であること)とし、2030 年 6 月までの時限措置を、2035 年 6 月まで 5 年間延長。
- ②世帯主(親など)に一定以上の所得がある場合は納付猶予の対象外とし、保険料納付を求めることを検討してはどうか。

(4) これまでの年金部会における主なご意見

- ・無年金者等が減るのであれば猶予制度継続という考えがある一方で、猶予制度自体が将来の無年金につながっていないかを検討することも重要。
- ・世帯主に子に対する保険料納付を求めることが時代に逆行しないかという懸念はある。

(5) 今回の年金部会における主なご意見

- ・追納率が非常に低い結果を踏まえると、このような制度が本当に必要かは再考する必要性が高いと考えられる。状況をみつつ、制

度の存続の是非については 引続き検討していくのが良い。

※「障害」の表記について、当社では「障がい」と表記することを原則として
おりますが、本メールマガジンにおいては、法律、政令、規則等の法令で用
いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記して
います。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202412-170-0406-D